

【事案Ⅱ－8】災害入院共済金請求

・平成 27 年 4 月 3 日 裁定終了

<事案の概要>

交通災害共済の被共済者である申立人が、船上で作業中に転倒して入院したとする災害入院共済金請求に対し、共済団体が、災害性が認められないため共済金支払非該当と判断したことに対し不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、交通災害共済の入院共済金 113 万円（1 万円×113 日）を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 申立人は、平成 25 年 1 月アルバイトで乗っていた定置網の作業船上で作業中に転倒し腰を強打してしばらく動けなくなり休んでいた。帰宅後、腰の痛みがひどくなり夜中に寝返りもできなくなり歩行もままならず、翌日妻の車で A 病院に行き、受診をしてそのまま入院した。
- (2) 113 日入院したが、全快には程遠くいまだに腰が痛くて仕事ができない。被申立人からは船上で転倒事故があったことは否定していないが、直接の原因とはいえず共済金は払えないとの回答があったが、到底受け入れることはできない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) A 病院における入院は、交通事故を直接の原因としたものとは判断できない。入院は「腰部脊柱管狭窄症」および「腰部打撲傷」とあるが、前者は医学一般的に「加齢・労働・背骨の病気により変形した椎間板と背骨等が突出した骨などにより神経が圧迫される」もので、交通事故で発症するものではない。後者は、「申立人の依頼」により傷病名が追加され、その事故により入院が必要となったことを示す医学的証拠がない。
- (2) B 診療所における入院は、他覚症状は確認されておらず、傷病名の記載も申立人の訴えによるとのことである。これらの事実から、「腰・背痛で他覚症状がないもの」による入院であり、交通事故を直接の原因としたものではない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申

立人の被申立人に対する請求はこれを認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

(1) A病院の診療録、看護記録、説明・同意書、退院時要約及び入院時サマリー・退院療養計画書によれば、申立人は、平成25年1月、前日来の腰部痛が増強したために同病院を受診して入院し、その後、腰部痛の場所及び強度に変動があったが理学療法により状態が安定し、同年4月、腰部痛が残るも外来で経過観察により対応することにして退院するに至った。その間、腰椎仙椎CT検査、MRI画像により、椎骨の硬化と内部にできものがあることが判明し、腰部脊柱管狭窄症と診断されたものであり、椎間板生検の結果もそれを支持すると認められる。

これらの検査結果と診断経緯、治療経過と症状推移等によれば、申立人が入院した原因である傷病名は、当初診断書のとおり、腰部脊柱管狭窄症であったというべきである。

(2) B診療所の診断書における傷病名「腰椎捻挫」、その原因「船上での転倒」に関しては、同診療所の照会回答書によれば、①「腰椎捻挫」の診断について、本人の訴えで尻もちをついた直後に腰部激痛の主張があったので腰椎捻挫と診断した、②MRI検査を行い、腰椎化膿性脊椎炎も疑われたが以後症状軽減により検査はしていない、③発症原因について、外傷後に腰痛が出現したとの訴えにより外傷病名とした、とされている。

(5) B診療所による「腰椎捻挫」の診断やその原因の判断は、尻もち事故の直後に症状が発現したとの申立人の申告を根拠とするものであって、病変部の状況や医学的検査結果に基づくものではない。

(6) 申立人の腰部痛が腰部脊柱管狭窄症による症状であることは前述のとおりであるから、上記の根拠に基づく「腰椎捻挫」の診断書の記載だけでは、申立人の腰椎捻挫受傷を認められない。

(7) 以上述べたとおり、申立人のA病院における平成25年1月から4月までの82日の入院は腰部脊柱管狭窄症を原因とするものである。

B診療所における同年5月から6月までの31日の入院は、A病院を退院後、自宅療養と通院でリハビリをしていたものの痛みが和らぐ気配がないのでB診療所を受診したという申立人の陳述のとおり、A病院の入院と同じ原因による入院と認められるから、腰部脊柱管狭窄症を原因とするものと認められる。

(8) 腰部脊柱管狭窄症は加齢、労働、あるいは背骨の病気による影響で変形した椎間板と背骨や椎間関節から突出した骨などにより神経が圧迫されて神経の血流が低下して発症する内因性の疾病である。

(9) 診療録や看護記録は、医師・看護師等の医療関係者が患者の診療に関わる出来事とその都度正確に記録して作成する文書であり、症状経過及び入院経緯に関する申立人の説明を記載した上記の部分の信用性が高いことは言うまでもない。更に、上

記の記述内容は、本件事故後4、5日仕事をしていたら寝返りもできなくなったと具体的であるのに対して、傷害事故発生通知書兼証明書は、本件事故発生から9か月近くが経過した後の文書であり、本件事故の発生日付の記載に誤りがないとはいえず、目撃者の証明についても同様であると言える。

- (10) そうすると、申立人は、定置網の作業船上で転倒し、腰を強打した後、A病院を受診するまでの3日間は仕事をしていたということになる。
- (11) 脊柱管狭窄症は本来的に内因性の疾病であり、しかも申立人は本件事故後3日間仕事（漁業）に従事できていたことからすると、申立人の脊柱管狭窄症による入院は、本件事故を直接の原因とするものとは評価できない。
- (12) したがって、申立人の合計113日の入院は、本件事故を直接の原因とする傷病によるものとは認められない。